



J-GBF 第二回地域連携フォーラム

COP15で合意された 自治体関連の目標と行動計画について

内田 東吾

イクレイー持続可能な都市と地域を目指す自治体協議会



イクレイのご紹介

「イクレイ- 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」とは持続可能な未来づくりに取り組む都市や地域が参加する世界的な自治体ネットワーク（参加自治体数は2,600以上）

持続可能な発展を目指す自治体が集まり、学び合い、また、国際的な議論に自治体の代表として参加し、国際的な課題に関わっている。

<特徴>

- 設立は1990年（日本事務局は1993年設立）
- 会員自治体が主体の協議会で会費制（ただし、非会員自治体が参加する事業も多数実施）。
- 会員自治体から代表を選出し（選挙で3年に1度）国連などに対して自治体を代表した発言を行っている（数ある国際的な自治体ネットワークを取りまとめる役割も担っている）
- 世界各国に24の事務所があり、スタッフは500人以上。
- 「持続可能な発展（社会・経済・環境の両立）」を目指している



1992年：「環境と開発に関する国際連合会議」 通称：地球サミット（リオ・サミット）

国際社会はここから本格的に取組みを開始！

<原則の合意（リオ宣言）>

持続可能な開発の概念を基にした、27原則から成る宣言（「共通だが差異のある責任」第7原則など）

<3つの条約（リオ3条約）>

- ・気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）
- ・国連生物多様性条約（CBD）
- ・国際連合砂漠化対処条約（UNCCD）

<行動計画（アジェンダ21）>

21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき**行動計画**。

【構成】

- 第一部：社会的・経済的側面
- 第二部：開発資源の保護と管理
- 第三部：主たるグループの役割強化**
- 第四部：実施手段

自治体も重要な役割
を担っていると明記

生物多様性



- 1992年： 生物多様性条約の発効（地球サミット）、自治体を含む主体の関与が重要→自治体の行動計画（Agenda21）
- 1994年： **COP1**：ナッソー（バハマ）
- 2001年： **地球規模生物多様性概況（GBO）第1版**発表（生物多様性条約事務局：CBD）
- 2002年： **COP6**：ハーグ（オランダ）「対話から行動へ」条約発効10年で**2010年目標を策定**
- 2006年： **GBO第2版**発表。**COP8**：クリチバ（ブラジル）
- 2008年： **COP9**：ボン（ドイツ）国家戦略および計画における**都市や自治体の役割**を認識し、締約国が地方レベルでの条約の実施において都市や自治体を支援することなど合意。**シンガポールが都市の生物多様性指標の作成を提案**
- 2010年： **GBO第3版**発表。**COP10**：愛知県名古屋市（日本）ポスト2010年目標（新戦略計画・**愛知目標**）」**「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他自治体の行動計画」**採択。**都市の生物多様性指標（通称：シンガポール・インデックス）**の活用が推奨される。
- 2012年： **COP11**：ハイデラバード（インド）。**生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）**設立
- 2014年： **GBO第4版**発表（愛知目標の進捗状況の評価など） **COP12**：平昌（韓国）
- 2019年： **IPBESが生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書**を発表。**GBO第5版**発表（愛知目標の達成状況を最終評価。20目標のうち6目標について「部分的に達成され」残りの14目標は未達成と判定）。
- 2021年： **COP15**第一部：昆明（中国）（2020年開催が1年延期）ポスト2020年目標を議論
- 2022年： **COP15**第二部：**「昆明・モンリオール生物多様性枠組」**採択、**「昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を強化するための、準国家政府、都市、その他自治体とのエンゲージメント（行動計画）」**採択

1 自治体としての主張



人口増加と都市化

世界人口は現在の約78億人から2050年に約97億人となる見込み

(50億人になったのは1987年) (国連経済社会局人口部：世界人口推計2019年版データブックレット)



(Photo of Mexico City: PABLO LOPEZ LUZ / BARCROFT MEDIA / Landov)

世界の都市化率は約54%。2050年に約70%になる予想 = 「都市の世紀」

100億人：一人ひとりに世界の土地を均等に与えたとしたら、一人当たりの面積は野球場より少し大きい程度の土地にしかない(約1.5ha) そのうち現在29%は氷河や不毛な土地、26%は森林、34%は作物栽培や畜産利用されている。

= 持続可能ではないし、今後更に状況が悪くなる？

自治体としての主張



<基本的なスタンス>

1. 生物多様性の損失という課題に対して自治体の果たすべき役割は大きい
2. 市民生活に近い活動を行っている自治体は、生物多様性の保全に必要な情報や活動の経験を有しており、こうした知見は国際的な枠組みを策定する際にも有効である
3. 国際社会や国の目標達成に向けた取組に自治体は貢献できる。特に、実行力と成果が問われている中で、自治体レベルで取組が進むか否かを考えることは、目標達成に向けて重要である
4. 締約国は自治体の可能性や役割を認識し、自治体との協働に向けた人的・資金的な支援や体制の構築、情報の整理・提供を強化すべきである

CBD-COP15に向けた主な活動

- COP10 の決議 X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画（POA）」の改定と決議に向けた取組。
- 国連の交渉の場において地方自治体として発言権を有しており、これを活用した活動を展開。
- 締約国交渉官と接触し、自治体の活動に関する考えなどをヒアリング。

<その他>

- 主要会合では、地方自治体関係者間で交渉・議論の方向性を確認
- 自治体に関連する会合や関係者との協議を実施
- 発言できる場面に合わせて、発言内容と発言者を調整し、実際に発信



2月にローマで開催されたOEWG2会合の場で自治体を代表して愛知県が発言



CBD事務局広報活動に世界の自治体を代表して参加

CBD-COP15に向けた主な活動



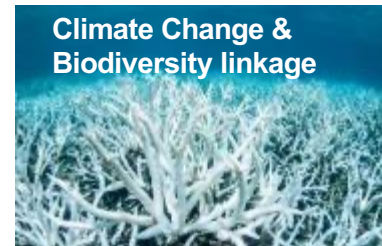
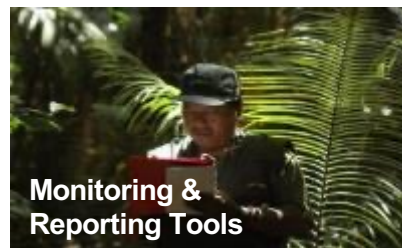
2020年4月上旬に予定していた、エジンバラでの会合がコロナで開催できなくなったことから、オンラインの利点を最大限活かして3か月にわたるオンラインの「プロセス」として活動を変更。

世界中の自治体と自治体関係者の声を反映できるように地域毎のセッションを開催（日本はアジア太平洋のグループ）

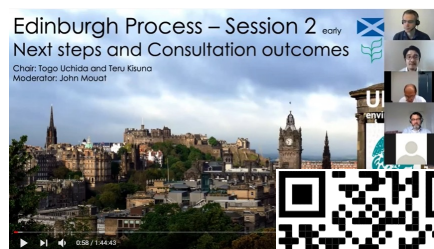
以下、3点に関して自治体と自治体関係者のコメントを集めた

1. ポスト2020生物多様性枠組みのゼロ・ドラフト
2. 自治体の行動計画（POA）
3. エジンバラ宣言

【自治体に関心を持っているテーマ別の協議】



2020年5月8日



2020年7月2日



エジンバラ宣言

- ▶ エジンバラ・プロセスを通じて文言を整理した宣言文。
- ▶ ポスト2020枠組や、自治体の行動計画(POA)案を踏まえて検討されているもので、COP15に向けて同宣言を使った発信を行っていく予定。
- ▶ 本宣言は、ポスト2020生物多様性枠組みへの自治体としての決意を示し、締約国に対して行動の呼び掛けを行っているもので、宣言内容に関して報告を求めるようなことは予定していない。
- ▶ COP15に向けて生物多様性に関する関心が高まることが予想される中で、自治体間の国際的な連携とプレゼンスを示す機会となる。
- ▶ 現在、世界各国210以上の自治体や自治体関係機関が署名しており今後も増える見込み。



エジンバラ宣言
(日本語仮訳)

CBD-COP15 (第一部)



イクレイ-事務局長



イクレイ-アジア地域事務局長

CBD-COP15（第二部）



第7回 自治体サミット（公式サイドイベント）

<概要>

開催日： 12月11日・12日

参加者： 1,500人以上の登録と参加者

200人以上の首長級が出席

70カ国以上、300以上の自治体



2

成果



昆明・モントリオール生物多様性枠組



【セクション B. 目的】

この枠組は、社会全体の関与を得て、生物多様性の損失を阻止・反転させ、ビジョン及びミッション、ゴールおよびターゲットの中で設定されている成果を達成することにより、条約の3つの目的と議定書の実施に寄与するべく、政府、**準国家及び地方政府**による緊急かつ革新的な行動を触媒し、可能にし、刺激することを目的とする。

【セクション C. 枠組の実施についての考慮事項】

全政府的及び全社会的アプローチ

10. この枠組は、すべての主体～**政府全体**及び社会全体～のためのものである。枠組の成功は政治的な意思と政府の最高レベルの認識を必要とし、**あらゆるレベルの政府**とすべての主体による行動と協力に依存する。

【23のターゲット】

自治体に関連するターゲットは2, 3, 7, 11, 12, 14。
特にターゲット12は自治体を対象とした目標になっている

<ターゲット 12>

生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス、便益を大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保することで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂的かつ持続可能な都市化と生態系の機能とサービスの提供に貢献する。

「昆明・モンリオール生物多様性枠組みの実施を強化するための、自治体とのエンゲージメント」

生物多様性のための自治体に関する行動計画（PoA）
（2021-2030年）



考え方・特徴

【考え方】

条約の実施に関する責任は締約国にあるが、条約の実施においては**自治体の関与を促進することが重要**であるという認識が締約国間で共有・合意されている

【特徴】

- リオの3条約において、マルチレベルガバナンスの唯一の仕組み
- 2010年に合意されたものを改定したもの
- 2010年時よりも、自治体の関与に関して、より具体的な記述が増えている

例) 生物多様性国家戦略行動計画 (NBSAPs) の改訂、実施、更新において、国内法に従って適切に地方及び州政府の関与を促進する。人的、技術的財政的資源を配分することを締約国に促す。締約国に対して、GBFの実施を改善するために、その能力を強化するために準国家及び地方政府を支援すること、など

行動計画-目標



- A) 生物多様性国家戦略・行動計画、ポスト2020生物多様性世界枠組み、生物多様性条約の作業計画の実施と報告を支援するために自治体の関与を拡大する。
- B) 生物多様性の持続可能な管理、市民への生態系サービスの提供、生物多様性への配慮を都市・地域計画や開発に組み込むことを奨励・支援する方法・手段に関して、生物多様性条約締約国、地域・国際機関、国連・開発機関、学界、ドナーの間で地域・世界の調整および教訓の交換を改善する。
- C) 生物多様性に関する自治体の行動を促進する政策手段、ガイドライン、資金メカニズムまたは手段、プログラムを特定、強化、普及させ、各政府レベルの能力を尊重しながら、生物多様性条約の実施において自治体を支援する能力を構築すること。
- D) コミュニケーション、教育および市民意識戦略に沿って、生物多様性に関する意識向上プログラムの開発を促進する。

行動計画-行動領域



<行動領域 1>

サブナショナル政府、都市およびその他の地方自治体の関与を反映した生物多様性戦略および行動計画の策定と実施。

<行動領域 2>

政府の全てのレベル間の協力、および主流化

<行動領域 3>

資源動員

<行動領域 4>

能力開発

<行動領域 5>

コミュニケーション、教育、市民意識

<行動領域 6>

意思決定のための評価と情報改善：評価・監視するための自己評価ツールとして、「都市の生物多様性に関するシンガポール指標」の利用を呼びかける。

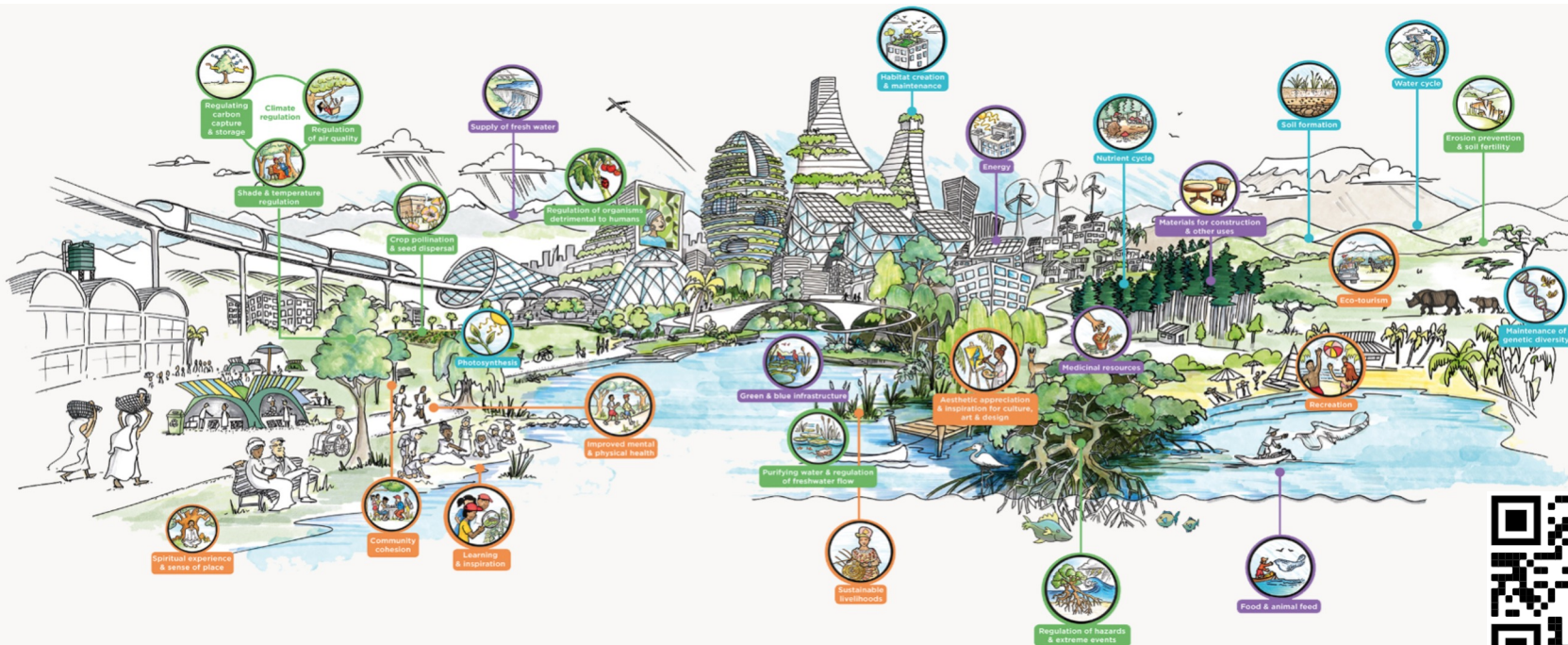
<行動領域 7>

モニタリングと報告：

「RegionsWithNature や CitiesWithNature」などのオンライン公約・報告プラットフォームの利用を奨励する。

CitiesWithNature & RegionsWithNature

生物多様性に取組む自治体の国際的なプラットフォーム。情報共有や発信が可能。
今後、需要が高まることが予想されるSI関連のツールや研修を実施予定（英語）





イクレイ日本では月1回 e-ニュースを配信しており、自治体の最新の取組をご紹介します。

他の自治体の取組みにご関心ある方は、この機会に是非ご登録ください。

イクレイ日本のホームページ、もしくは本ページのQRコードから登録が可能です。

ありがとうございました

